

## 届出外排出量の推計の概要

推計対象\算出事項	(1)すそ切り以下	(2)非対象業種	(3)家庭	(4)移動体	[資料]
小規模事業者					参考1
少量取扱事業者					参考1
農薬		農業、林業、ゴルフ場など	家庭用		参考2
殺虫剤		防疫用	家庭用、不快害虫用		参考3
接着剤		建築用、土木用 (合板からの二次排出を含む)	家庭用(木工製品からの二次排出を含む)		参考4
塗料		建築用、土木用	家庭用		参考5
漁網防汚剤		漁業、水産養殖業			参考6
医薬品(ホルムアルデヒド、エチレンオキシド)		医療業、滅菌代行業			参考7
洗浄剤・化粧品(界面活性剤、中和剤)		業務用	家庭用		参考8
防虫剤・消臭剤			家庭用		参考9
汎用エンジン					参考10
たばこの煙			(ダイオキシン類は除く)		参考11
自動車				ホットスタート、 コールドスタート時増加分、サブエンジン式機器(オゾン層破壊物質及びダイオキシン類は除く)	参考12
二輪車				ホットスタート、 コールドスタート時増分	参考13
特殊自動車				建設機械、農業機械、産業機械	参考14
船舶				貨物船・旅客船等漁船	参考15
鉄道車両				エンジン、ブレーキ等の摩耗	参考16
航空機				エンジン、補助動力装置	参考17
水道					参考18
オゾン層破壊物質	洗濯業等	業務用(冷蔵庫等)	家庭用(冷蔵庫等)	カーエアコン	参考19
ダイオキシン類	小規模事業者が有する廃棄物焼却炉等	非対象業種の事業者の廃棄物焼却炉等、火葬場	たばこの煙	自動車排出ガス	参考20
低含有率物質					参考21